鳥インフルエンザの発生による注意について

平成20年4月21日、秋田県十和田湖畔において衰弱または死亡した白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイ ルス(H5N1)が確認されました。

その後、市では市民からの「白鳥が死んでいる」との通報により、死亡した白鳥を4月30日に検査したとこ ろ陰性でした。また、5月2日に市内の河川や沼を調査しましたが、白鳥などの死亡鳥は確認されませんでした。 このウイルスは感染した病鳥または死亡鳥に直接触れたり、解体や調理、羽をむしったりすることにより、 感染の危険性があると言われています。しかし、これまで野鳥から人が感染したという事例はありませんし、 日常生活においては、鳥の排泄物などに触れた後には手洗いとうがいをしていれば、過度に心配する必要はあ りませんので、冷静な対応を心掛けてください。

なお、死んでいる野鳥や衰弱している野鳥を見つけた場合は、決して触らず速やかに下記窓口にご連絡ください。 【問い合わせ】 総務部防災課 ☎ 0220 (22) 2130

【野鳥からの感染防止のための注意事項】

衰弱または死亡した野鳥その他排泄物に直接触れないこと。もし触れた場合には、速やかに手洗いやう がいを行ってください。

入れ、地球温暖化対策の一歩皆さんも積極的に生活に取りうなことがあります。市民の主な取り組みとして次のよ

夏は涼しいまでの間、

11

い服装で冷房の温度います。皆さんも、

省資源など環境に優しい生活 エコライフとは ~4コシ

楽しくエコラン家族で協力し

意識を持ち、 を送ることで

エコライフを実

た場合は、

・4結の削減、約70台は、1年間で二酸化

設定温度を27度から

28度に

しま

しょう。

0円の節約になります。炭素11・4銛の削減、

また市では、

6月から9

特に子どもは興味から野鳥に近づく恐れがありますので注意してください。

■テレビを見ない

11

ときはこ

協力ください。設定を28度以-

るようご

17

しましょう

ンチ 1

1日1時間、

28 1

掃しましょう

は月に1

回清

の節約になりなりなりなりない。

4 結の節減、約900円、1年間で二酸化炭素

7が消費されないると、 吸気の

れます。月1日 スの際に余計なっが目詰まり

回清電

日時】

【冷蔵庫】

7 結の

な削

三減、約1-間で二酸

【募集人員】

午前9

時 6 30 月

分 28 分 日

正 午

接触後、発熱などの健康状態の異常を認めた場合には、速やかに医療機関を受診してください。

しまし

よう。

【テレビ】 を踏み出

話め込んだ場合と整理 1年間で二酸化炭素16・ の削減、約1000円の 過ぎない ■冷蔵庫にも ように

200円の節約 保炭素21・7 200円の節約

されます 環境企画 展が 開

身近な環境を知ってい中では、環境月間に合 い合

たわ

5 5

5

で昆虫や動物などのクラフトます。期間中、28日には木材野の花写真展』を開催してい 場所 入館料】 【休館日】 時間 待ち 【期間】 6月29日(日)まで■木工クラフトと野の花写真展 クチュア 多くの 午前 どりのジャーマン・アイーまた、会場の庭園では色と が見ごろを迎えて も開催さ 9 市伊 皆さんの います 時 月曜日 無料 ij センタ 豆沼・ 午後 れます。 のご来場をお 時 ます。 30 サ分

-ルビズ」に -ネクタイ、

に取

6 月は環境月間で げよう

ク ラフ

度は

28 度以

B. 3.

介護保険サービス利用者 の負担が軽減されます

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

■社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・介護福祉施設サービス(特別養護老人ホー ムなどへの入所)利用者で、下表の要件をすべて満たしている人に対する利用者軽減制度です。

	軽減制度の内容
課税など	住民税非課税世帯
収入	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下
預貯金	預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下
 資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと
 扶養	負担能力のある親族などに扶養されていないこと
滞納	介護保険料を滞納していないこと
	1/4
となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額と食費、居住費(滞在費)に係る利用者負担額
	収入 預貯金 資産 扶養 滞納

21介護保険負担限度額(補足給付)認定制度

被保険者で(1)住民税非課税世帯に属する場合、(2)特例減額措置基準を満たす場合 のいずれかを満たす場合に、 特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設などに入所・短期入所のサービ スを利用する際の食費および居住費(滞在費)を軽減するものです。

特例減額措置の基準

市町村民税課税者のいる世帯(単身世帯は含まない)に属していて以下のすべての要件を満たす

- ①世帯の年間収入(公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額)から、施設の利用者負担(サービス費の1割+食費全 額+居住費全額)を除いた残額が80万円以下であること。
- ②世帯の預貯金などが450万円以下であること。
- ③日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④介護保険料の滞納がないこと。

●申請手続

基準や要件を満たし、11社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用 者負担軽減制度、≥介護保険負担限度額(補足給付)認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽 減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」「介護保険負担限度額認定証」を交付します ので申請してください。

【申請開始】 6月16日(月)~

【申請時間】 午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日は除く)

福祉事務所長寿介護課介護給付係 または 各総合支所市民福祉課市民福祉係

【持参するもの】 持参していただくものについて説明しますので、要件を満たすと思われる人は申請前にご連絡

ください。

※申請書用紙は申請場所に備えてあります。認定証の発行は申請書審査後、7月1日以降に郵 送する予定です。

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 介護給付係 ☎ 0220 (58) 5551

Tome 8

【申し込み・問いな用し込み・問いな

【参加費】

無料

※定員になり次第締め切り小学生とその保護者8組